

令和5年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（4日目）

1. 招集年月日 令和5年3月7日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和5年3月17日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	山本勝憲君	事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	総 務 課 長	大平弘明君
税 財 政 課 長	藤永大治君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	宮原良之君
多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	落合健治君	建 設 課 長	山村輝明君
農 林 水 産 課 長	作永善則君	水 道 課 長	安達伸男君	会 計 管 理 者	藤永尊生君
教 育 次 長	井手守道君	農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長	金子剛君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	松本典子君	議 会 事 務 局 書 記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第25号 令和5年度 佐々町一般会計予算

日程第3 議案第26号 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第27号 令和5年度 佐々町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第28号 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第29号 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算

- 日程第7 議案第30号 令和5年度 佐々町水道事業会計予算
 - 日程第8 議案第31号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計予算
 - 日程第9 発議第1号 佐々町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
 - 日程第10 発議第2号 町長の専決処分の指定に関する条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第3号 佐々町議会会議規則の一部改正について
 - 日程第12 閉会中の委員会継続調査
- 閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和5年3月第1回佐々町議会定例会本会議の4日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、8番、橋本義雄君、9番、須藤敏規君を指名します。

それでは、次の日程に入る前に、議員の皆様にお知らせをしておきます。

まず、歳出のほうから行いますが、ページを分けて質疑をしたいと思います。

歳出の42ページ議会費から71ページ監査委員費まで、次に72ページ民生費から105ページ診療所費まで、次に106ページ労働費から136ページ消防費まで、次に136ページ教育費から180ページの予備費まで、最後に歳入歳出全般の総括を行います。

以上、お知らせしましたとおり、質疑を行いたいと思います。

それでは、3月9日に引き続き、議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第25号 令和5年度 佐々町一般会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第25号 令和5年度佐々町一般会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、議案第25号、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。1款町税、金額15億5,815万2,000円、1項町民税、金額6億8,209万1,000円、2項固

定資産税、金額7億3万2,000円、3項軽自動車税、金額5,502万9,000円、4項町たばこ税、金額1億2,100万円。2款地方譲与税、金額5,515万8,000円、1項地方揮発油譲与税、金額1,200万円、2項自動車重量譲与税、金額3,700万円、3項森林環境譲与税、金額615万8,000円。3款利子割交付金、金額40万円、1項利子割交付金、同額です。4款配当割交付金、金額400万円、1項配当割交付金、同額です。5款株式等譲渡所得割交付金、金額400万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額です。6款法人事業税交付金、金額3,300万円、1項法人事業税交付金、同額です。7款地方消費税交付金、金額3億4,600万円、1項地方消費税交付金、同額です。8款環境性能割交付金、金額300万円、1項環境性能割交付金、同額です。9款地方特例交付金、金額1,475万1,000円、1項地方特例交付金、金額1,475万円、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、金額1,000円。

2ページをお願いいたします。

10款地方交付税、金額17億3,000万円、1項地方交付税、同額です。11款交通安全対策特別交付金、金額120万円、1項交通安全対策特別交付金、同額です。12款分担金及び負担金、金額3,919万1,000円、1項負担金、同額です。13款使用料及び手数料、金額1億9,531万7,000円、1項使用料、金額1億5,190万8,000円、2項手数料、金額4,340万9,000円。14款国庫支出金、金額13億7,710万3,000円、1項国庫負担金、金額7億1,922万円、2項国庫補助金、金額6億5,473万7,000円、3項委託金、金額314万6,000円。15款県支出金、金額5億1,067万7,000円、1項県負担金、金額3億4,287万8,000円、2項県補助金、金額1億3,874万7,000円、3項委託金、金額2,905万2,000円。16款財産収入、金額2,758万5,000円、1項財産運用収入、金額2,037万8,000円、2項財産売払収入、金額720万7,000円。17款寄附金、金額3,000万3,000円、1項寄附金、同額です。18款繰入金、金額9億8,721万9,000円、1項基金繰入金、同額です。

3ページをお願いいたします。

19款繰越金、金額6,000万円、1項繰越金、同額です。20款諸収入、金額1億344万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料、金額30万円、2項預金利子、金額6,000円、3項貸付金元利収入、金額5,050万円、4項雑入、金額5,263万8,000円。21款町債、金額24億5,880万円、1項町債、同額です。

歳入合計、金額95億3,900万円。

4ページをお願いいたします。

歳出。1款議会費、金額8,381万4,000円、1項議会費、同額です。2款総務費、金額19億9,343万6,000円、1項総務管理費、金額18億6,588万5,000円、2項徴税费、金額7,423万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費、金額4,353万9,000円、4項選挙費、金額692万円、5項統計調査費、金額57万円、6項監査委員費、金額228万3,000円。3款民生費、金額20億8,137万5,000円、1項社会福祉費、金額9億6,364万円、2項児童福祉費、金額11億1,753万5,000円、3項災害救助費、金額20万円、4款衛生費、金額26億6,119万円、1項保健衛生費、金額4億6,149万1,000円、2項清掃費、金額21億9,322万6,000円、3項診療所費、金額647万3,000円。5款労働費、金額47万4,000円、1項労働諸費、同額です。6款農林水産業費、金額1億7,493万6,000円、1項農業費、金額1億6,371万1,000円、2項林業費、金額1,102万5,000円。3項水産業費、金額20万円。7款商工費、金額9,702万8,000円、1項商工費、同額です。

5ページをお願いいたします。

8款土木費、金額8億5,851万2,000円、1項土木管理費、金額8,491万3,000円、2項道路橋梁費、金額1億7,823万6,000円、3項河川費、金額6,731万5,000円、4項港湾費、金額453万9,000円、5項都市計画費、金額4億940万4,000円、6項住宅費、金額1億1,410万5,000円。9款消防費、金額2億8,632万円、1項消防費、同額です。

10款教育費、金額6億8,724万1,000円、1項教育総務費、金額1億164万8,000円、2項小学校費、金額1億6,659万6,000円、3項中学校費、金額1億2,355万8,000円、4項幼稚園費、金

額8,668万9,000円、5項社会教育費、金額1億2,766万円、6項保健体育費、金額8,109万円、11款災害復旧費、金額1,826万2,000円、1項農林水産施設災害復旧費、金額656万3,000円、2項公共土木施設災害復旧費、金額1,169万9,000円。12款公債費、金額5億4,688万4,000円、1項公債費、同額です。13款諸支出金、金額3,982万6,000円。1項基金費、同額です。

6ページをお願いいたします。

14款予備費、金額970万2,000円、1項予備費、同額です。

歳出合計、金額95億3,900万円。

7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為。

事項、出先機関電話交換設備更新工事、期間、令和6年度、限度額1,416万円。

事項、次期電算システム構築事業、期間、令和6年度、限度額4,670万円。

事項、新庁舎電話交換設備設置工事、期間、令和6年度、限度額1,908万円。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額2,700万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

続きまして、起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）市町村役場機能緊急保全事業、限度額9億8,670万円。

起債の目的、（一般廃棄物処理事業債）ごみ処理施設基幹的設備改良事業、限度額11億6,090万円。

起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止県営事業（緊急地すべり等保全事業）、限度額1,200万円。

起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（道路舗装補修事業）、限度額2,700万円。

起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）長寿命化事業（道路交通安全施設補修事業）、限度額390万円。

起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（道路防災事業）、限度額1,100万円。

起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止県営事業（道路拡幅事業）、限度額140万円。

起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（河川事業）、限度額1,350万円。

起債の目的、（緊急浚渫推進事業債）浚渫推進事業（河川事業）、限度額950万円。

9ページをお願いいたします。

起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止事業（砂防事業）、限度額4,400万円。

起債の目的、（緊急自然災害防止対策事業債）自然災害防止県営事業（海岸保全事業）、限度額450万円。

起債の目的、（公営住宅建設事業債）公営住宅改修事業、限度額4,820万円。

起債の目的、（緊急防災・減災事業債）消防詰所新築事業、限度額5,600万円。

起債の目的、（緊急防災・減災事業債）中学校バリアフリー化事業、限度額1,500万円。

起債の目的、（公共施設等適正管理推進事業債）脱炭素化事業（図書館照明LED化事業）、

限度額60万円。

起債の目的、(公共施設等適正管理推進事業債) 長寿命化事業(北部地区体育館屋根外壁改修事業)、限度額3,760万円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

しばらく休憩します。

(10時15分 休憩)

(10時15分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど言われました歳出の場合、42ページ議会費から71ページ監査委員費までの質疑を行います。それから次に、もう一回言いますが、72ページの民生費から105ページ診療所費までを2回目とします。次に、3回目として、106ページ労働費から136ページの消防費までとします。4回目として、136ページ教育費から180ページの予備費まで、最後に歳入歳出全般の総括質疑といたします。

それでは、歳出の42ページ議会費から71ページ監査委員費までの質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

(「なし。」の声あり)

質疑もありませんので、42ページ議会費から71ページ監査委員費までの質疑を終わります。次に、72ページ民生費から105ページ診療所費までの質疑を行います。

9番。

9 番(須藤 敏規 君)

勉強会のほうにいろいろお尋ねしたんですけども、放課後児童健全育成事業の中で、学童保育です。その中で、怪我とか虐待関係に疑われる事案があったもんですから、それについての町長の対応の考え方をお尋ねしていきます。

御存じのように、支援員の方で、単位ごとに2名配置になっているわけですけども、1人が資格者があって、1人は補助的な方でいいというふうになっておりますけども、その中で、いろんな子どもさんがおられると思うんです。来月からは、新しい学童の方が入ってこられて、それぞれ保護者が仕事の都合で預けていかれると思うんですけども、その中でちょっとしたことでも、子どもにとっては、心身の悩んだり、保護者も預けておられるから安心しておられるということも、信頼関係の下に預けておられると思うんですけども、そこら辺で、前回、町長から報告を受けた案件を含めまして、ほかにもあろうかと思っておりますけども、表に出ない小さなこともあるんじゃないかと思っております。

そこで、緊急時の怪我とか擦り傷、あとはどんなのがあるんですか、刺し傷とか頭を打ったり、胸を打ったりして、そういう事業者にとっての必要事項を申請時に提出するように、配置基準になっているかと思っております。

その中で、緊急時の対応のマニュアルというのはどのようなものがあるのか、それから救急車を呼ばなくちゃいけないとこの緊急時の対応のマニュアルとかは整備されているのか、受付

の段階でどうだったのかということをお尋ねをしておきます。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

ちょっと少し、事務的な話だけ御答弁をさせていただければというふうに思います。

先ほどお話がありましたように、支援員につきましては、御指摘のとおりで2名の配置というふうになっておりまして、基準どおり、1名は補助で結構だというふうになっているところでございます。

また、今、御質問でもいろんなお子さんがいるというふうな御質問がありましたけれども、今回、口石学童において、支援員の虐待というか、いわゆるその指導というふうな形でやったことが、今回の事案として委員会のほうでも報告をさせていただいたことではございますけれども、子どもが言うことを聞かなかったときに、指導として、支援員が手を上げることに對してというふうなことは、誠に遺憾であり、問題であるという認識は、私ども担当としてもしております。

そういったことで再発防止の注意、そういったことを支援員を含めてさせていただいておりまして、また事業所においても、その支援員につきましては、即日懲戒免職というふうな形の対応を取られたところでございます。

御質問にあったように、いろんなお子さんという意味では、近年、非常に増えてきておりまして、そういったお子さんに係る、いわゆる問題行動を起こす児童に対しての指導というのは、学校を含めて非常に難しいというふうには感じているところでございまして、委託事業でもございますので、委託事業者としっかりと連携をしながら、事務担当サイドとしては対応していかなければならないというふうに思っております。

また、緊急時の怪我等については、マニュアル等の整理はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
9番。

9番（須藤 敏規 君）

マニュアル等の計画等についてはされているということですね。学校を含めて連携が難しいとおっしゃったんですけども、一通り、やっぱり怪我等があれば、やっぱり関係機関等と連絡取って、子どもには変わりないんですから、私も前回から学童にお世話になっとったんですけども、学童のことについては知らないという先生から聞いたもので、同じ敷地内でありながら、それでいいのかなと、ちょっと疑問じゃあるんですけど、やはり学校とか医療機関とか、悪いんですけど包括とか子どもの支援を立ち上げてあるから、ある程度共有して取り組んでいかないと、ここはここ、ここはこことしたら、子どもにとっても悪い影響を与えるんじゃないかと私は思うんですから。そこら辺が、やっぱり連携をとっていくように、条例でも書いてありますから、子どものいろんな子がいますから、そこら辺、連携とってやっていかんと、教育長、知らないって言われたもので、管理が違うから、そこら辺気をつけていただきたいなと思うんです。

あとは、要するに事業者の方の、子どもさんたちが怪我等したらどのように対応するかというのは、保護者の方に、そのマニュアルを配布するか、安心して預けられるように配布資料

ですか、やるとか、やっぱり協議してやっていただきたいなと思うとですけど。

また、委託業者、事業者じゃ難しいということであれば、委託の場合は責任は町にくるわけです。管理権限とか責任度合いは、最終的には町にくるわけです。ですから、そこら辺から、医療費などは支払いますけど、今度、損害賠償請求されたときは、出さなくちゃいかんごとになるわけです。親切に保護者と対応していかないと大変だろうと私は思いますから、そこら辺は自覚してやっていただきたいなと思うとですけど。

そして、もし委託が、町が思うように運営ができないのなら、指定管理者制度で移行していくような検討を、ちょっとどうでしょうか。考えられないでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話がありました。やはり情報を共有するといいますか、やはり学校と、それから事業者、それから町と、もう情報を共有しなければならないということは、考えているところがございます。

それから、もう一つの委託関係で、その怪我の分でございますけど、やはり町として、やはりそこをきちっと指導して、やっていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

いろいろトラブルがないように、やっぱり保護者も安心して預けて仕事に行かれるわけですから、そこら辺、十分に事業者と協議をなさってから進めていただきたいと思いますので、よろしくとは言わんですけど、町としての責任をちゃんと果たしていただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

2点です。一つは今回の予算の中で、いわゆるタクシーの利用助成について減額、前年度と比べて減額するという予算になっているという説明を受けました。

それで、町長にお伺いしたいのは、この高齢者の外出支援のタクシー支援事業については、縮小していく方向なのかということについて、町民の皆さんからは、改善を求める意見が非常にあるわけですが、そうじゃなくて、実際には前年度と同様に、金額を前年度の予算から大幅に減らした計画で、いわゆる改善していこうということは考えていないのかということについて伺いたい。それが一点です。

もう一点は、92ページに環境衛生費ということで、温暖化計画について作成が、一段階での作成が進んだということでありましたが、内容について、どのような内容になっているのかということと、それから今後の計画です。地球温暖化計画事業に関わって、今年度はどういふことをしていくのかということについてお答えいただきたい。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

町長が答弁される前に、事務的な話だけ先に答弁させていただければと思いますけれども、タクシー助成の件につきましては、令和4年度当初に、高齢者の分として2,790万円を予算計上をさせていただいておりました。

その内訳としまして、300の方が常に支援が必要な方、この方たちが、月に8回のタクシーの利用をし、そこに600円の町の負担が発生するという、そういった予算の計上で、そこだけで1,728万円の予算を見積もり、あと400の方が運転はしないけれども支援は必要があるとか、450の方が運転はするんだけどもというところで、いわゆる運転免許を持っているけども、たまにはタクシーを使う、そういったところで見積もったのが2,790万円でございます。

予算の勉強会のときにもお話をさせていただきましたが、もともと皆さん方から要望があった、いわゆる地域格差という部分については対応できたというふうに思っておりますし、また枚数につきましても、月4枚を月8枚にしたことで、枚数不足という部分も、ある程度対応できたのではないかとこのように考えているところでございます。

ただ、御指摘のように、想定どおりに広がっていないというふうなことについては、想定、当初の想定、先ほど御説明しました当初の想定がどうだったのかというところの検証が必要なのかなというふうに、担当課では感じているところでございまして、冒頭に申しました、常に支援が必要な方、いわゆる300名というふうに見込んでおりましたけれども、この300名の方に対する月8万円の利用で、毎回600円の助成を見込んだというところをもう少し、令和4年度、1年が経とうとしておりますので、しっかりと分析をし、今後につなげていきたいというふうに担当課として考えているところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

地球温暖化対策の実行計画、事務事業編ということで、令和4年度に策定のほうをさせていただきました。

この内容については、1月27日の総務厚生委員会のほうでも、策定の状況ということで、計画案の段階ではございますが、内容をお示ししたとおりでございますが、2030年度に向けて庁舎等、役場等公共施設での温室効果ガスの削減目標を30%削減するというところで、取組のほうを進めていくこととしております。

今回の計画については、この取組の大きなフレームを策定するようなことになっておりました、具体的な個々の取組については、今後も検討のほうをさせていただきまして、庁舎全体で取組のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

外出支援のタクシーの件で、今、永田議員のほうから御質疑がありました。

これについて、去年変更をしたんですけど、私が考える意見ですけど、これ、多分500円ですか、要るということで、当初500円ですかね、初乗りが。それで使い勝手が悪くなっているのが、確かにあると私は思っています。

しかしながら、これをことし、いろいろな御意見を賜りましたので、よく精査しながら、使いやすいような、また、政策っていいですか、使いやすいような方向性で、やはり皆さん方の御意見を聞きながら、変更していかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

タクシー助成については、利用料の半額助成ということで、上限が1,000円ということになっていますよね。だから、初乗りであっても600円の初乗りであつたら300円負担せんといかんということになっているわけでありまして、町長も言われたように、その負担が、やっぱり使い勝手を悪くしているということで、たくさんの御批判をいただいているということは、一般質問でも私取り上げたんです。

そういう中で、改めて伺いたいのは、結局使い勝手が悪いっていうことを、町長もそういうふうにご認識であるのであれば、やっぱりそこは改めるべきではないだろうかというふうに思うんです。

確かに枚数が増えたり、それから地域が広がったり、上限が上がったりということについては、地域格差の解消だとか、一定の前進はあるんですけども、でも、片一方で、いわゆる後退した部分があると、それによって利用が抑制されているのではないかとすることは容易に推測されるし、そういう要望も上がっているわけですから、ぜひ、そこについては早急な検討を求めておきたいと思えます。

それから、もう一つ伺いたいのは、温暖化計画について、課長のお答えだと全体のフレームをつくったのだと。2030年度に向けて、30%削減していくフレームをつくったということなんですが、具体的に、じゃあ、その具体的なものはこれから考えますということなんですけど、具体的な裏づけもなしに、フレームはできないと思うので、裏づけとなる計画というのは、こういうものがあるのかということについてお示しいただきたいと。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

具体的な取組内容ということですけども、冷暖房の温度設定ですとか、それから給湯温度の調整、それから照明施設のLED化、それから公用車の更新の際の電気自動車や低燃費車両への切替え、こういったことを具体的な取組としては今のところ予定しております。

その導入時期等については、今後、詰めていきたいということで考えているものでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

今のお話の中で、いわゆる地産地消エネルギーに関わる、要するに温暖化防止にとって重要なのは、いわゆるエネルギーの化石燃料からの脱却と自然再生エネルギーの利用ということが言われるわけですが、そういったものについては、町としては取り組まないというふうにお考えなのか、再度確認しておきたいと。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

今回策定させていただいた計画が事務事業編ということで、庁舎等公共施設での取組ということになっておまして、おっしゃいます再生可能エネルギーの導入について、具体的な記述というのは計画の中にはございませんが、そういったことについても、十分検討をさせていただかなければならないというふうに担当課としては考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

99ページの花いっぱい運動費についてなんですけども、委託料ということで、これは、たしか桜つつみの河津と菜の花ということで委託されると思います。

そこで、北部のほうも河川公園から上です。さざん花団地の上まで、花いっぱい運動をやっているわけなんですけども、市瀬、神田含めて、距離的にもかなり長い、花いっぱい、種をもらって管理をしておる、栽培をしているわけなんですけども、この中で、やはり北部のほうにも少し、例えば、距離を決めて植栽をできる委託ができないものかと思うんですけどどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

植栽管理の委託につきましては、議員おっしゃるように、桜つつみのほうの植栽管理ということで、予算のほうを計上させていただいておるものになります。

おっしゃいます北部のほう、河川公園のほうから上流のほうです。こちらのほうについても、菜の花の植栽と、地元町内会の皆様等の御協力をいただいて、行っているものになっておまして、5年度についても、引き続き、地元の方の御協力の下ということで、今回、計画させていただいておりますが、地元の御要望等に応じて、そこら辺も、今後、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

検討させていただきたいということでございます。

北部のほうも、かなりの距離をやっております。市瀬町内、神田町内です。そういうことで、できたら、ちょっとした区間を委託をするということであれば、また違った形の花いっぱいができるんじゃないかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで、72ページ民生費から105ページの診療所費までの質疑を終わります。

次に、106ページ労働費から136ページ消防費までの質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

一つは、116ページにあります佐々川内水面振興協議会負担金というのがありますけれども、内水面協議会に町としてどういうふうに関わっているのかということについて、改めて確認をしたいということが一点です。

それから、もう一点は、どこになるのかよく分らないのですが、駅舎の改修をやりましたよね。MRの駅舎の改修です。その後、なかなか入居者が決まらないということがありますが、町民の利用の状況や、そういったことについて、今後の見通しと、それから、取組に向けての町長の決意も伺っておきたいなというふうに思いますが。

議 長（淡田 邦夫 君）

佐々川内水面振興協議会との町の関わり。
農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

佐々川内水面振興協議会負担金の関係でございますけど、佐々町のほうは、年の負担金を20万円で、佐世保市のほうが、合併して旧佐世保市、佐々町、旧吉井町、世知原町という形で、もともとの佐々川内水面振興協議会のほうが構成されていたんですけど、合併したことによって、今、構成団体が佐々町と佐世保市という1市1町という形での構成となっております。

佐々町のほうが20万円で、佐世保市のほうが年間40万円という負担金を、内水面振興協議会のほうに負担をしております。

内水面振興協議会の事業としましては、年度当初、その負担金を基にしてなんですけど、年度当初、佐々川に対してアユの放流事業とか、あとカニの放流、モクズガニの放流事業、あと産卵時期に佐々川内のごみを取ったりとかして、産卵箇所の保全を図る。

あとウナギの捕獲、捕獲したウナギの20センチ以上のウナギになるんですけど、それを保存するというので、上流のため池の方に移殖して、あそこで育った部分が、再度、海のほうに大きくなって下っていったものが産卵したあと、また佐々川のほうに戻ってくるような形で、ウナギの保全事業ということもさせていただいております。

内水面振興協議会の事務局体制ですけど、佐々町と佐世保市のほうが2年隔年で事務局を持って、その構成員としましては、佐々町、吉井町、世知原町のほうから、漁場の監視員さんとあとは捕獲関係者ということで、構成団体として内水面振興協議会が組織をされております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

御質問のありました駅舎のテナントについてですが、1回目の募集を、令和4年12月1日から12月26日の期間行いましたが、応募者がありませんでした。

応募資格を、1回目は町内で売店等運営の実績を有することという条件をつけておったんですけども、2回目につきましても、1回目と同じ条件で、令和5年3月6日から3月31日、現在、募集を行っているところでございます。

それから、駅舎テナントの活用状況なんですけども、3月5日に佐々駅の裏手の駐車場のところで、河津桜・シロウオまつりを開催したところでございますが、その際に松浦鉄道のグッズの販売をテナントを使って行ったところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

松浦鉄道の活用につきましてということで、我々も地方創生交付金を活用して、松浦鉄道を改築したわけでございますので、やはり松浦鉄道の利用の促進にもつながるということで我々も考えておりますし、それから、先ほど課長が申しましたように、河津桜・シロウオまつりも向こうでやりまして、松浦鉄道からも御協力をいただいてやったということで、町としましても、やはり駅っていうのが町の玄関口でございますので、このテナント事業についても、目標を持って、しっかり入居していただくような方策というのを考えてやっていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

前回から、空家対策についてお尋ねをしてきているわけですけども、特定空家が70戸ありまして、令和2年度に1軒、令和3年度2軒っていうのを、前回の一般質問で御答弁いただいたんですが、令和4年度は幾らになるか。

今回の予算を見ますと、最高額の60万円とした場合、10軒分が600万円ですか、確保してあるようですけども、この特定空家の解消に向けて、70戸をどのように解消していこうと考えておられるのか。毎年10戸ずつすれば、あと何年かかるかっていうのはちょっと問題になりますから。要するに、近隣家屋の方が、倒壊の危険性のある人にとっては迷惑なんです。それとか雑草が生えたり、いろいろあるもんですから、今後の空家をどのように解消していくのか。そこら辺についてちょっとお尋ねしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

空家に関しましては、さっき御説明のとおり、補助制度を活用いたしまして、今、3軒の空家について解体をしているところでございます。

空家対策の主な内容といたしましては、先ほど言われましたように近隣住民からの管理や管理不全空家の相談等があった場合には、所有者へ文書を送付しまして、対策のお願いや、所有者自ら適切に管理できるよう意識啓発の取組を行っているところでございます。

それと、倒壊のおそれがあるところには通知をいたしまして、その解体を実際行っていただいているところもでございます。また、その他の自主的に解体される場所もあります。

今回、10軒の空家解体に関する補助を予算計上させていただいております。現時点でも、各所有者の管理状況を、まだ全て把握できておりませんので、町の施策といたしまして、危険性の高い空家対策は、今後、空家対策に、現状の取組を続けていきたいと今のところは考えるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。（須藤議員「4年度は。」）4年度、そうか。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

4年度は申し訳ございません。残念ながら、この補助のほうを活用して解体したところはありませんでした。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

とにかく町として、70戸が特定空家ということで位置づけされたんですから、まず、これの解消に向けて、何年間で仕上げるのか、やっぱり積極的にこの空家を解消しなくちゃいけないって、70軒、あと何軒になったかな。3戸なら67か、通知を1件ずつ出して、早く解消できるように取り組まないと、本国会にまた追加の法案が上がってプラスしてくるんですよ。それは認識しとらすでしょう。

管理不十分空家という位置づけされて、今までに全体303戸あった空家について、解消率が悪から早くしなさいっていうのは多分くるはずですよ。国会で通るかどうかは分かりませんが。

そういうことで、とにかく特定空家とあって、町が位置づけたんですから、これは義務でせんばってなるとるんですよ。ですから、いつまでに解消するのか、町長さんが、予算がないからからおっしゃるけれども、やはり、取っても使わなかったら一緒じゃないかなと思うんです。

その通知を出して、法的にしなくちゃいかんとですよっていうとばしないと、今から町がせんばごとになるとですよ。管理指導、勧告しなかった場合は、固定資産の特例措置が廃止をされて、全額固定資産税が本人にかかっていくわけですから、そこら辺を十分に協議されて、どうしていくのかですたい、そこら辺ちょっと聞いておきたいなと思って。ゆっくり予算取って、予算が取るとるけど、なかった。これでいいのかなと。これを仕上げるような気持ちで、積極的に取り組んでもらわんと、ちょっと困るなと思ってるものですから、そこら辺の意気込みを町長さんに聞いとかなば。

予算取ったけど、使わんで流しましたって、それじゃ、何の目的で政策で打ち出して仕事をやっていくのかって、ちょっと疑問に思うもんですから、御答弁をいただければ。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
空家対策は大変重要でございまして、先ほどの70戸あるということでございますけど、やはりまずは持ち主ですか、所有者によく通知をして、所有者負担でやるのが、まず原則じゃないかと私どもは考えているところでございます。

所有者の方がいらっしゃるわけでございますので、これをきちっと、厳正に通知をしながら、町としてどうしても、その後は行方不明といいますか、いなかった場合は、町として対応しなきゃならないかも分かりません、危険家屋をですね。

だから、そこら辺は十分周知を図りながら、町として今後やっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

今からするんじゃないくて、やっぱり通知は、さっき言ったように全部出すべきです。それは所有者がするのは当然でしょう。言うても駄目なら行政代執行をするわけですから、手順を踏んでやっていかないと。

いつまでに、この67戸を解消せんと、次の段階がくるもんですから心配しておるわけです。莫大な予算が要りますよ。行政代執行、経験者のある人はいいですけど、大変ですよ。

所在不明って、それも分かったことですか。所在不明の土地とか家屋のってというのは法律でもうあるんですから、調査をして、積極的に進めたいと思うわけですか。

そして、管理ができていないってさっきおっしゃったですけど、その特定空家を位置づけるときは、管理台帳は整備しているはずと私は思うとるけんですね。そういう答弁はちょっとないと思いますよ。

言っても、答弁は答えられれば教えてください。意気込みば、とにかく解消してもらわんばですよ、所有者に。本人に返ってくるわけですから、固定資産税とか、跳ね返っていくですよ。

それで、またトラブられたら大変だろうと思うから、早めにしてやったらどうですか。どうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（10時54分 休憩）

（11時04分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

すみません、私の説明が申し訳ありませんでした。

先ほど、特定空家ということで御質問がありましたけれども、佐々町におきましては特定空家に指定したものは今のところありません。先ほど70軒と言われましたのは、特定空家候補になっている空家が70軒でございます。

その70軒につきましては、建設課で現地の空家の状況を確認しまして、早急に通知を出すように今後対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

どうぞ、9番、4問目ですけど許可します。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

特定空家の調査をなさったですね、450万円ほどかけて。その中に特定空家という覧に書いてあるけん私は言いよっとですよ。位置づけをしてあそこに上げてあるから。委託料として上げてあるですたい、303戸を調査しました。そのうち特定空家が幾らという欄に。報告書を見たら。そいけん、しっかり位置づけて、その候補というのは今初めて私が認識したとです。

そしたら、早急にしたら特定空家って、今までしたのは特定空家じゃなかったわけですか、1戸とか2戸とか3戸なさったのは。早急にして対策ば取らんばと私は思いますので。この件についてはまた個別で、ちょっと位置づけをお尋ねしますけど意見として申し上げておきます。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

先ほど、永田議員さんからも質問がありました佐々川内水面振興協議会でございますけども、ただ20万円やって内水面の協議にかたるだけじゃなくて、佐々にみんな動植物というのは上って、また下ってくるわけです。放流しているアユ、それからモクズガニ、そしてウナギも、それから海から上ってくるシロウオです。そういった中で、佐々橋と古川橋の間が産卵所と聞いております。

そういうことで、できたら佐々町独自で事業をちょっとやったほうがいいんじゃないかと思っております。アユの産卵の状況、それからシロウオの産卵の状況を、できたら事業として独自でやれば、また特産物としてアユでも、それからシロウオでもうまくいくんじゃないかというふうに思いますが、どうですか、町長。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

これは橋本議員も御存じだと思いますけど、何年か前、長崎大学の水産学部でシロウオの卵を産むと申しますか、どこで発生するのかということで調査を行った経過がございます。その中で、佐々川と先ほど言われました古川橋と小春橋でありますか、こちらの橋の間で産卵をしているということでお話がありまして、そこをやはり漁場ということで大切にしなければいけな

いということで結論は出たわけでございますけど、また、そのあと何年か調査はやっていないわけでございますけど、そこについては十分検討しながら、調査すべきであったら調査をさせていただきたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

その動植物もだんだん収穫が少なくなっているんです。シロウオにしてもアユにしてもです。ですから、佐々町にある場所を産卵所となっているんだったら、何年かに1回ずつぐらい調査をしながら、それが増えるような状況を、収穫が多くなるような状況をつくってやることも大切じゃないかと思っておりますので、今即答はできませんので、考えて検討していただきたいと思っております。終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで106ページ労働費から136ページ消防費までの質疑を終わります。
次に、136ページ教育費から180ページ予備費までの質疑を行います。
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

147ページ、歳出は、会計年度任用職員の医療職ということで、今回、予算説明書31ページ、医療的ケア看護職員配置事業ということで、教育委員会が取り組まれると。新たに予算が計上されていると。

それで、伺わせていただきます。歳入については、23ページに教育費国庫補助金としまして、教育支援体制整備事業費補助金（3分の1）ということで、いわゆるこの医療的ケア看護職員の3分の1の部分補助としてなされるというような勉強会での説明を受けております。

伺いたいのは、この補助金自体が、いわゆる趣旨というか目的の詳細を伺いたいという点と、時限的補助なのかという部分、この2点をまずはお伺いしたいと。趣旨目的を聞くというのはどういったことかという点、もともとが努力義務であった部分が自治体の責務となったということで、国の配慮によりこの部分について当分の間ということで補助がついているのかとか、そこら辺が私の推察ですけども、そういったことなのかを確認したいもので、そこを伺っておる次第でございます。

それともう一つ、今回、医療的ケア看護職員配置事業ということで教育委員会が計上されましたが、これまで保育所の対応も含めて、この医療的ケア人員に対する対応についての自治体責務を果たすための町の制度・体制という点、多世代包括支援センターが新たに組み込まれたので、その携わり方がどのようになっているのかという点を確認させていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、この補助金の目的でございます。本補助金につきましては、特別な支援を必要とする子どもへの就学期から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備するとともに、医療的ケア看護職員等の推進を図るということで、目的として上げられておるところでございます。

それから、期限につきましては、本補助金につきましては、期限につきましてははございません。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

多世代包括支援センターといたしましては、これまでも医療的ケア児の支援につきましては、生活全般また保育所・医療機関との連携を図りながら支援を行っているところであります。

今回、学校の就学に向けての準備も、教育委員会との連携を図りながら、対象に寄り添い支援をしてきたところの経過がありまして、今後の学校生活の場面においても同様の支援を図っていきたいと考えております。

一般的に医療的ケア児は、医療機関また関係の事業所との連携をもって接していくことが重要で、日々子どもさんたちに常に寄り添い、もう24時間が保護者様の医ケア児との戦いといえますか、保育になりますので、そちらのほうの心身面のフォローも全般行いまして、これからも支援していきたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。総合的には多世代包括支援センターも携わっておられるということで認識いたしました。

町長に確認させていただきたい。

いわゆる会計年度任用職員におかれましては、恒久的な正規と違いまして、果たして持続可能な公共サービスの維持という観点では、極端、何年かでおらっさんごとになるとかいうことになれば、そこで培われた対応された経験とか状況という部分については、この情報が皆無になることも予想されます。いわゆる人材確保という観点で質疑をしているわけですが、

保育所から小学校、中学校あるわけです、町内に。そういったことを総合的にケアしていくということは、看護職という部分での人材確保は要るものではないかと私自身感じております。町長としてどのようにお考えなのか。

他市町村に、私どもも議員研修で行かせていただいたときに、保育所の例をあげさせていただければ、保育士とかそういった技術職の部分で言わせていただければ、なかなか会計年度任用職員の保育士の確保でさえまならないと。他市町村の時給単価を調査して、やはり負けないような単価設定という部分をしないと、なかなか確保できないという実情もあるというふうな、その人材確保というポイントで言えば、特に保育士とか看護師の専門職の方々の人材確保が厳しいということも耳にしておりますので、佐々町として自治体の責務を果たすための持続可能な公共サービスの維持ということでの人材確保として、どのようなお考えをお持ちなのかを確認させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

本町を含め各町の地方自治体も、この職員の確保というのは大変今厳しい状況になっているところでございます、特に技術を持つ職員さんということで、保育所の保育士さんとか先ほど言われましたように、それから技術関係の保健師さんとか看護師さんとかの技術を持っている方を確保するというのは、大変厳しいところでございます。

町としましても、保育所につきましては、今度経営の在り方がどうするのかというのが考えなければならないわけございまして、これについては正規職員を配置するのかどうか、そこはまたその保育所の運営についての考えを検討していただいたあとに、町としてはしかるべく措置はとらなければならない、お願いをしなければならぬと思っておりますけど、ほかの例えばいろいろな、先ほどの学校の会計年度任用職員も、これも看護師さんとか専門職の方を雇用するわけございまして。実際的に町としても、やはり必要な人数になるわけございまして、そこをどうするのかというのは、先ほど申されましたように、会計年度任用職員というのは何年か、3年ですか、3年間で多分限度ですぐ切れるということで、やはり慣れた方がいらっしゃるは大変素晴らしいことではないかと思っておりますので、町としまして、今度、定員管理においてもどうするのかというのはきちんとしなければならぬし、それから、必要な職員数がどれだけ要するのかというのは、やはり見通しを考えながら、ある程度の時間が必要ではありますけど、町として必要であるということで考えておりますので、御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

会計年度任用職員が3年という制限があるような町長の発言がありましたけど、私はそのような認識はありませんので、その制限はないというふうに私は、佐々町はないというふうに認識しております。

技術職の必要性ということは、私の考えと合致しているというふう感じております。町全体としてやっぱり機構もあられるとは思いますが、とはいえ、自治体の責務となった業務をこなすためのその専門職の配置という部分については、何人必要なのかという部分は、1人で不足しない。しかしながら、そのスポット的な、補助的な業務としての専門職もいるでしょうけども、取りまとめをする多世代包括支援センターには保健師さんもたくさんいらっしゃいますが、また、現場を経験した看護師さんとか、そういった方々を任用することによって取りまとめをし、その現場に当たられる会計年度任用職員さんが、安心して相談を受けられるような体制の整備も必要じゃないかというふうに、その方一人に任せるのではなく、町の責務として、取りまとめの正規の看護師さんがいて、安心してその現場の方も当たられるというふうになるものもあろうかと思っております。

また、今回、うちがそういった体制にないということで、会計年度任用職員さんを募集して、たまたまいらっしゃったという情報を得ていますので、それで今のところはよかったかもしれませんが、今後は、その技術者の確保という面が厳しいことになれば、自治体の責務が果たせないということも容易に考えられますので、これを持続可能なサービスをするためには、そこら辺を十二分に検討していただいて、組織編成に当たっていただければというふうに思います。最後は意見です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、一つは、162ページに埋蔵文化財確認調査業務委託料という項目が上がっておりますけれども、佐々町の埋蔵文化財や保存されている様々な文化財というのがあるんですけれども、そういったものというのが、保管が基本的には倉庫に入れて全体に公開できるような状況になっていないと。再三、一般質問等でも意見が出たりということがあるわけですけれども、要するに、私は博物館事業というのをどういうふうにお考えなのかということ、やっぱり一つは伺っておきたい。

学芸員がない資料室というだけでは、その様々な文化財の保管やあるいは公開についても、もう効果はほとんどないというふうに言われていますから、要するに学芸員をきちんと置いた施設というのを、いきなり博物館とやらなくても設置することが求められているのではないだろうかということをお思います。

いろいろ意見を交わした中でもそういう御意見を伺っておりますし、これについてはどのように今後お考えなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、全体の予算の中であまりよく分からなかったんですが、文化振興です。いわゆる演劇だとか、映画だとか、音楽だとか、様々な舞台芸術以外にもいろんなものがあると思うんですけれども、そういった分野についての取組というのは、今年度、特に目新しいものがあるのか。あるいは、これまでやってきたものが大きく見てどういうものがあるのかということについて、概要をお伺いしたいと思います。

それから3点目は、今回社会体育の北部地区体育館の改修というのが入っておりますけれども、体育施設について、冷暖房の設備の設置は今本当に重要になってきていると。それぞれが避難所にもなっているというような状況の中で、もう避けて通れない課題になっているというふうには思うんですが、今回の計画の中にも冷暖房は全く入っていないようですし、そういう点で、教育委員会やあるいは町長としても、そのことについてどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

3点。

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

御指摘の埋蔵文化財の保存とか展示についてでございますけれども、これはたしか平成30年度に答申を頂いたと思うんですが、28だったかな、文化財保存検討委員会を組織いたしまして、メンバーは学識経験者や町内の有識者等によって組織された会議でございました。

その中で答申を頂いて、佐々町の文化財については、分類をきちんとして保管をするという答申を頂いたところです。きちんと分類をいたしまして、学術研究等に必要な場合、また子どもたちの学習に必要な場合は、それを貸出しをしたりするという形で保存をしていこうという形で整理をしてあるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

文化振興のことでお話をさせていただきます。

今までのどういった事業をやってきたかということで、コンサートでありましたり、それから演劇、大人向け、子ども向けいろいろあったと思います。それとか、中国の雑技団だったり、そういったことで、ここ10年は年間に1つはそういった文化事業のほうを行っていきたいということで取り組んできたところでございます。

本年度については映画を、出演者をお招きしてトークショーも含めた映画のほうを、本年度については行いたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

体育館。

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

補足いたしますと、映画は平和教育に関する大人向けの映画を予定しているところです。

冷暖房の設置につきましてですけれど、これはもう私の考えとして、将来的にはそうなるのかもしれませんが、現在のところ交流センターの多目的室1に空調施設を設置していただきました。その使用状況とかを見ながら、将来的には課題になっていくのではないかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

すみません、博物館について私のほうで答弁を忘れておりました。

その文化財については、検討委員会のそういう答申をいただいたと同時に、博物館となると、そういう見合う展示品といたしますか、ちょっと佐々町単独でというのは非常に難しいのかな。要するにミュージアムができますと、あそこうちの収蔵物を貸出しをするとか、そういった対応というのは可能かなというふうに思っているところです。福井洞窟ミュージアムということでよろしく申し上げます。

学芸員の配置については、本町の場合はそういった状況で、町民にとって貴重な文化財ではございますけれど、学芸員を配置といたしますか、必要なときに学芸員、また県の文化財課と連携しながら取り組んでいくというのが現実的なのところではないかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

まず、その文化財等々のことなんですけれども、その学芸員の仕事というのは収蔵文化財の分類だけじゃないです。学芸員の仕事というのは、要するに子どもたちにそういったものの大

切さだとか、あるいは郷土の歴史だとか、そういったものをきちんとお伝えする。

例えば、この佐々町の大新田の開発の歴史とかというのも極めて重要な文化遺産だし、農業遺産なんです。そのことがこの地域をどのように大切に守っていくのかという、そういう文化というのをかん養していくんだらうというふうに思うんです。

だから、そういった意味では、その学芸員の仕事というのを、学芸員を積極的に置きたいというお話をちょっと聞いていたので期待していたんですけども、全くそういう動きがないので、それについてはぜひとも学芸員を置いて、文化財の管理と、あるいは子どもたち、あるいは社会教育も含めて大いに役割を發揮していただくということは、極めて重要ではないかなと思います。それは、佐々町の郷土史の勉強会やそういったものについても、多くの町民の方々が大変興味を持って活動しておられます。そういった中で、やっぱりそういうニーズって非常に高いのではないだろうかということの一つ申し上げておきたいと思います。

それから、体育施設、いわゆる体育館に空調を入れるというのは、もう今や当たり前になっているのではないかと。要するに、新しい体育館は大体みんな空調が入っています。佐々町には体育館に空調の入っている体育館って一つもないんです。

だから、そういった意味じゃ、例えば、体育館用の空調というのはいろいろ特殊な面もあります。広さもありますし、あるいは風の出ないものだとか、様々なものが求められていると思うんですけども、いずれにしても、ことし行われた町民体育館についても空調はなしで、今度の長寿命化の工事の中でもなしと。将来的にはと言うけれども、実際に今利用を求めている多くの町民にとっては全然先が見えない状況だと思います。

特に先ほども言いましたが、避難所とかになれば絶対必要になるわけです、空調は。だから、そういった意味では、その避難所に指定されているところだけでもそれをしていただきたいし、緊防災の適用にも大いに活用できるところもあるわけですから、ぜひ、前向きな検討を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

前々回から学校給食費の公会計化で、役場のほうの予算を計上して教職員の業務軽減を言うところなんですけども、なかなか、教育長からの答弁については検討するという事で答弁を頂いたんですが、どの程度進んでいるのか、やる気がないのか、まず伺います。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

学校給食費の公会計化についてはやらなければならない大きな課題だと思っているわけですが、以前も申したかと思いますが、非常に大きな仕事にもなりますし、今現在、各学校で発注業者が異なっておるということもございます。いろんな諸条件等を考えると、給食センター建設時に整備をしていく必要があるのかなというふうに考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

給食センターの建設は、私は全然頭にありませんからね。そういうことでなくて、2019年に文科省のガイドラインが出て、令和元年だったですか、5年ぐらいの余裕をみて準備しなさいということを出てるわけですから、やはりしなくちゃならん。前にお尋ねしたときにも、給食会計の決算書を出していただけんかって言うても、それも出していただけないから、その中で、給食費の負担軽減で毎年3,000万円ほど出しています。中身は分からず税金を投入しているわけです。

ですから、やはり「見える化」して、ちゃんとはっきり役場のほうで発注業務が違うとなれば、一括して入札して行うとか、そういう段取りをすべきじゃないかと私は思うとるもんですから。業務が多大なことは理解しておりますけど、コンビニ収納もありますから、口座振替もありますから、徴収についてはするとか、体制をどう取るのか、それはガイドラインに書いてあるはずだと思います。全然取り組んでいないというごときしか聞こえませんが。

町長、これについてやる気があるのかないのか、それだけで結構です。しなくちゃいかんとは分かっていますが、やると思うわんばできんとですよ。予算も要りますし。それだけをお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、現在具体的な取組というのは進んでいないのは事実でございます。私どもとしては、もう給食センターをぜひともつくりたいという思いがございますので、組織・人員等を考えた場合に、その機会にやらざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長から何かありますならば。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、須藤議員から具体的な取組ということでお話がありました。

なかなかこれの取組というのがやはり体制的にも難しいこともありますので、十分検討をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

さっきから給食センター給食センターと言われますけど、要するに行政で見える化して、ちゃんと把握するかですたい。議会も分からんとですよ、給食費とかいうのは、お金を出しよりますけど。そこら辺ば、一般会計か特別会計か分かりませんが入れて、行政が管理して取らんば、給食センターをつくっても、向こうで、つごつごつごつごつという言葉は悪いですけども、されたら困るっていうことを言っているんです。行政が把握してほしいってことですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

見える化のお話、本当にそのとおりだと思っておりますけれど、現在のところ、先にも述べましたように学校、保護者会計、PTA会計ということになっておりますので、保護者の方々のお金を頂きながら、保護者の方々から徴収しながら学校給食を運営しているということで、保護者の方々にはPTA総会等の折に会計公開をしておる状況でございます。決して秘密にしとるわけではございません。それに対して、町として補助をしているという整理をしておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4問目になっておりますけど。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

教育長さんの原点は私と全然違うね。PTAがしているというのは、それは今の体制でしているとあって、行政がして、徴収するのは役場で収入で上げていけばいいことですね。ある程度大まかに決まった場合は、保護者か何かに通知をして、こういう方式でやりますと。

今は、何月何日に給食費を持ってきてくださいって、保護者にとっては金その日にやらんばとですよ、納められん家庭もあるかも分かりません。嫌な思いをするかも分からんから、口座振込にしたり、自由なときに納められるようにしたり、やっぱり、またプラスすれば、地元の中小企業者が納品をできる、農家の米・野菜もできるということと一緒に考えてやっていただきたいと思うもんですから、このように言っているんですよ。もう今の体制を主として考えてもろうたら困るということです。そういうことで、文科省もガイドラインにして、移行をなさいって推進を図ってきとるわけですから、そこは理解していただきたいなと思って、意見として申し上げておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで136ページ教育費から180ページ予備費までの質疑を終わります。
最後に、歳入歳出全般の総括の質疑を行います。
6番。

6 番（阿部 豊 君）

予算説明書、19ページ及び61ページ、62ページで出されておりますとおり、本年度の普通建設事業費37億7,900万4,000円ということで、昨年度と比較しましても12億5,765万円の増ということになっております。大型事業、庁舎を含め、クリーンセンター等々の事業が大きくウエートを占めているのは認識しております。

全般的に一番何をお伺いしたいかと申しますと、工事請負費全般でお伺いしたいと思っております。国会でも議論されておりますとおり、現状、ウクライナ情勢及び円安による物価上昇

等の物価高騰、また労働者の働き方改革、賃金の底上げ、課題が議論されております。

佐々町において、今5年度の予算、建設事業等を含めて4週8休で工事が発注されているという部分をよく目にします。他市町村を走っておりますと、ここは4週8休での工事を施工しておりますという看板が掲げられているようなところがあります。

今回の予算計上で4週8休にされると、いわゆる経費率が上がって予算額が膨らむという課題もありますが、現状の社会情勢を考えると、働き方改革、賃金の底上げ等を考えますと、これがもう今の流れじゃないかなと思っております。今予算は、いわゆる4週8休の工事発注での積算をされた予算計上がされているのかという点が1点。

また、補助事業等を本町も行っております。補助事業等での積算で、4週8休で事業費を積算しての対応が可能なかどうなのかという点がもう一点。

そこで、可能とか、そういったことも、金額的な条件があるとか、幾ら以上の工事がないと、その分はそういった積算ができないんですよという、そういったルールがあるのかという点を確認しておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

2点です。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

建設課の令和5年度の当初予算につきましては、4週8休の予算での積算はしておりません。通常の今までどおりの積算で予算計上のほうはさせていただいております。

で、補助事業に4週8休の金額で補助の要望ができるかという御質問なんですけども、その分につきましては、県等は4週8休を施行されておりますので、4週8休での予算要望はできるかと思えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

そうであれば、補助事業は極力4週8休を取り込むべきじゃないかなというふうに私は思いますが、どのように今後対応されていくのかを確認しておきたい。

それと、町の今後の方針、今年度の予算は4週8休での積算はしていませんよと。しかしながら、町長も御承知のとおり、今の社会情勢、先ほど来、私が申し上げている流れからすると、これは必然じゃないかなと思うんです。こういった流れを自治体が発注する工事に際し率先して取り組むべき事項じゃないかなというふうに思いますので、その点について町長の方針を確認したい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この話といいますか、これは国土交通省から令和6年4月の建設業にも、労働基準法による罰則付きの時間外労働の上限というのが適用されるということでお話を聞いていますし、週休2日の対象の公共工事を拡大するというお話があつておまして、建設業としても週休

2日を推進していかなきゃならないということをお話を聞いておりますので、現段階としては義務ではないわけでございますけど、これを推進しているということをお話を聞いております。

町としまして、現在の働き方改革といいますか、そういう推進など、社会情勢を鑑みますと、今後、義務化に向けて取り組まれるということで我々も考えていますし、県内の自治体等の動向も踏まえながら、注視しながら、先ほど阿部議員が申されましたように、週休2日ということで、対象工事の導入については、考えなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

必要性については同じ考えだということは認識できました。時期においていつ頃に行きたいと、その発言がなかったのは残念なところでございますが、できるだけ早急に、まあ、予算が伴いますので、そこは現当初予算では現状対応は難しいということではございますが、補正もありますし、早々に結論を出して、自治体が時代に沿った、率先して対応をしていただきたいと要望しておきたいと思えます。

あわせて、先ほど他市町村の状況ということもおっしゃられました。令和5年2月に、これ予算は確保されているんですけども、令和5年2月に議会のほうにも陳情が上がっております。建設協会のほうからも頂いております。というのは、内容はこういったことかというのと、先ほど来の課題は合致するわけですけども、物価高騰、賃金底上げ、業界も厳しいということで、経営的に厳しいというふうに書かれておりました。

で、県は本年4月1日より、全ての工種におきまして、最低制限価格が92%にアップされると。近隣でいえば、佐世保市では令和2年4月1日より、平戸市でも令和3年4月1日よりということで、公平な競争原理をお願いするのはもとより、超過や失格等、議会に上がってくるその入札結果報告を見ますと、厳しい競争をされているなというのは拝見している次第ですけども、その最低制限価格についてアップしていただけないかという陳情が議会にも上がってきておりますので、その点については、予算は確保されているんですけど、その執行をされる際についてのそういった状況という部分について、町長として、県はこうだ、近隣市町がこうだということも調べて、佐々町にも陳情は上がっておりますので、町長の方針はどうかということを確認しておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、最低制限価格の引上げということで議員の御質問のとおり、令和5年2月2日に町のほうにも陳情書が出されておまして、その県内の各状況も確認した結果、県が同様の事態と、先ほど申されましたように11自治体あるということで、当町としましては、やはり県内の他市町村の動向も踏まえながら、令和5年度中に前向きに引上げについては検討を行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、全般的なことで、現在国債を購入して資金運用をされていますよね。それで、これを見ますと、多分金利が購入した時期から相当下がってきているんじゃないかというような考えを持っているわけですが、町としてこの金利がどういう方向にいくというようなお考えを持っておられるのか。今後、方針はどうかというのを伺っておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（11時50分 休憩）

（11時53分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務理事。

総務理事（山本 勝憲 君）

資金管理運営の会議のほうに私も入っておりますので、ちょっと御答弁させていただきますけど。世界情勢的には、アメリカの金利等が上がって、日本の金利はそのままという形で、低金利政策をまだ取られているという形の中で、そういう中で世界の債権、日本の金利自体も前よりはちょっと上がっていますが、そういう中で前に買った債権自体は、金利が上がると債権の価格、いわゆる市場価格ですね、その価格は下がるような形の連動になっておりますので、実際、今、その国債を買っている部分を売りますと、実際は損をするという形になっております。

ところが、国債ですから、例えば10年国債、20年国債、30年国債がありますが、その中で、利率はもう固定されていますので、20年後、30年後、10年後に販売する部分については、全く損はこない。当然、前の低金利政策のときの定期預金に預けているよりは、国債を買ってそこで運用していったほうが利益は出ていたという形になります。

おっしゃられているのは、今後の世界情勢等、日本の情勢等、経済情勢だと思いますけど、これは見通しが非常に難しいとは思いますが、今のままでいけば、日銀総裁も変わりましたので、将来的には若干また日本の金利も上がってくるのかもしれませんが、そうすると、今の債権価格、市場の債権価格自体は下がってくるのかなということが予想されます。

ところが、先ほど言いましたように、債権自体の市場に売り出せば債権価格は下がってまいりますけど、それをずっと保有して、10年後、20年後、価値自体は、金額自体は戻ってくるようになりますので、その損益はないということで理解しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

その金利の動向っていうのは分かるんですよ。今、先ほどから言いますように、その国債を何本か持っていますよね。つまり元本保証をされているのはもう分かります。20年債、30年債を買えば、元本保証をされていますから。

しかし、今のいろいろの国債を持っている中で、ずっと下がってきているから、これをもう、思いきりどこかでもう販売したほうがいいんじゃないかとか。20年、30年先に上がるからそのまま持っておきますじゃなくて、ほかにまだ運用する方法はあるんじゃないかと。だから、そういう何らかの方針があるんじゃないかということを探っているんですよ。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事。

総務理事（山本 勝憲 君）

資金運用会議の中の内規的なものとしましては、販売する分は、買った価格より上がったときにということで基本的には考えておまして、今のような情勢になるということがちょっと予想できませんでしたので、申し訳ないですけど、おっしゃるとおり、損をしてでも将来的にもっと損する可能性もあるし、当然国債というのは流動性がございませんので、10年後とか20年後とかという形で、定期預金とか現金ではございませんので、流動性の面では落ちるといふことがありますので、そこは資金運用会議なり、また専門家の意見を聞きながら、そこは販売、売却しなきゃいけないときが来ましたら、そこはまた考えていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

そしたら、動向関係については、証券会社が何社かありますよね。そことの連携、それと、町に設置してある資金運用の委員会、これとの連携はどういうふうにされているのか、最後お聞きしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事。

総務理事（山本 勝憲 君）

証券会社等との連携ということでございますけど、これにつきましては資金運用会議に専門家を、いわゆる証券会社を招きまして研修会を実施しております。

今のような形で、金利情勢が非常にこう動くという部分につきましては、密に連携を担当者が取りながら、そのタイミングを見計らいながら、資金運用会議に諮りながら決定していきたいということで考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく12時となりますが、議案第25号が終わるまで、これを続けさせていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

総括的な質問ですけれども、一つは、役場の職員の状況についてなんですけど、今年度、新年

度に新たな採用があるということでありましたが、事前の報告、勉強会の中で出された話を聞きますと、年頭から定員割れ状態になるのではないかと。いわゆる正職員については、定員割れになるのではないかとというふうに思います。

そういう中で、やるべき仕事というのは非常にたくさんありますし、それで、一つは防災の問題で、いわゆる総務課の中にでも結構ですけども、その防災のいわゆる専任担当者、専従者じゃないですよ、専従ではないけれども、専任で担当するチームをつくるべきではないかという提言を何回かいたしました、なかなか難しいというお話で、人力的にも少し足りないというようなことも言われまして、具体化が進んでいないと思います。

それから、これも取り上げましたけれども、保育所のいわゆる職員採用の問題について、先ほど町長は、今後の保育所の在り方について、去年の審議会の結果も受けて、今後の公立保育所はそのまま維持するという方向で考えているかのようなお話がちょっとありましたけれども、その保育所については公立を維持していくのか。実際そうなれば、そうなればというか、公立を維持していくいかにかわらず、いわゆるその保育所の常勤職員というか、正職員採用はどのように考えているのかということですね。いわゆる職員状況について一つは伺いたいと思います。

それから、それと先ほど言いました防災の担当チームのことですね。どのように考えるのかと。

もう一つは、町内にはいわゆる改善を要するため池があると。住宅地に隣接するため池や、防災上、非常に問題、心配のあるため池が幾つかあるといったことがこの間の報告でも聞いておりますし、住民からも不安の声が寄せられておりますけれども、そういう中で、今年度、ため池防災に関わって新年度の予算の中で措置されたところというのが、住宅地に近いところではないのではないと思うんですね。その山間部のいわゆるその用水用のため池については幾つか説明を受けましたけれども、住宅地に近いところのため池の改修というのはないと思います。

これも、以前にお話を伺うと、県の計画を待ってやるのだということで、いつになるかわからんと、簡単に言うことですね。そういうことではやっぱりいかにではないかというふうに思うんですが、この辺りについてどのように進められるのかということをお伺いしたい。

以上、2点です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3点です。防災チーム、保育所、ため池、3点。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、職員の配置についてということでお話がありました。やはり様々な自治体ということで、様々な課題は抱えているということは、我々も承知の上でございます。

確かに、今、途中で、途中で辞める方がよくいらっしゃってなかなか難しいところでございまして、ただ、我々としては、やはり適正な職員の配置というのはやっていかなきゃならないと思っていますし、ことしの令和5年度から定年延長制度というのが導入されるわけですね。されるわけでございますので、やはり任用時間の時間短縮とか、それからフルタイム勤務の人とかなんかを定員管理に置いて、60歳以上の職員の配置ということでやっていかなきゃならないということで、新規職員の採用もそこで調整が必要となってくるのではないかとと思っています。

それから、先ほどお話がありましたように、公立の保育所の在り方で、今は検討しているわけですが、それについては、必要な職員数というのは具体的に検討していかなくや

ならないと、先ほど申したとおりでございまして、思っています。

ただ、職員の定員管理とか必要な職員数というのは、町としましても見直しをしながら、諸課題に対応するような、現在に通用するような職員の配置というのは、今後ともやっていかなきゃならないと思っています。

それからもう一つは、防災の危機管理の件でお話がありました。これもなかなか、今、雇用するというのはなかなか難しく、前は危機管理監がおったんですけど、なかなかそれも、次に専門的な人というのはなかなか今のところ厳しくて、町としましても専門的な危機管理監を置く必要があるのではないかと考えていますけど、なかなか難しいところもあるということでございますので、よろしく願い申し上げます。

それから、もう一つのため池の問題でございますけど、これについては、やはり国、今、県で、順々にため池の整備というのは、議員も御承知のとおりやっていると思っていますので、中身につきましては農林水産課のほうから説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

現在、今年度、令和5年度の予算書の中では、ため池の整備関連の予算というものが、県営事業の負担金のみということでございますけど、12月定例会の折に繰越しの承認をいただいたものを、今随時、委託事業により、ため池の劣化状況評価ということで、ため池・堤体等に漏水等がないかとかの調査業務を24ため池進めさせていただいているところです。

その前に、令和3年度繰越しの部分で、10ため池の部分が今、ため池の劣化状況評価が終わっている状況でございますので、その10ため池のほうは、どちらかと言えば、ため池の下流側のほうに民家とかが多くて人的被害が多いところということで、優先順位的に決めさせていただいてもらって業務を進めさせていただいております。

この部分につきまして、令和5年度になりますけど、順次、改修工事に向けた計画の策定等を対応をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

ちょっと資料がないので何とも言えませんが、住宅地に近いため池という点で、例えば、里町内会にあります社ノ元ため池とか、あるいは上里ため池だとか、こういったところの改修の問題というのは、もう数年来ずっと提起をしてきているんですけども、具体化がなかなか進まないという状況がございます。ぜひとも早急な取組を求めておきたいと思ひます。

それから、もう一点は、職員の配置と働き方の問題なんですけども、課題としては防災班の、私は、さっき、ごめんなさい、もう一つは、先ほど町長は危機管理監のことをおっしゃったんですけども、私は危機管理監の採用のことを言っていないんです。危機管理監については、なかなかそういう専門職の方というのは、総体的に非常にそんなにおられるわけじゃないので、そうじゃなくて、要するに防災あるいはその減災の担当チームですね、ここをつくることをずっと提案しているわけです。要するに避難所の運営だとか、あるいはその防災に向けた研究、様々な研究や、それからあるいはその地域の調査や、そういったものをやれるそういうチームというのがやっぱり必要ではないかと。そうしないと、なかなかもう、防災というのはそんなに災害が起こっては困るわけで、だから、でも起こったときには、場合によっては命に関わる

ような対応もあるわけで、ということは普段のトレーニングと知見の収集というのはもう欠かせないわけですね。全国でずっと起きている不幸な災害なんかの現場を見たり、あるいはその研究をしたりということは絶対欠かせないと私は思います。そういう点で、そういうチームが必要ではないかということはずっと再三申し上げているんですが、人員がないというお話でした。

あるいは、もう一つは、例えば女性の管理職の登用の問題ですね。この問題について先ほどちょっと言い忘れておりました。どのように進められるのかということ。人員の確保という問題について、そういった今年度の職員採用は足りなかったのではないかというのを私は非常に思うので、その辺りについてもお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

防災担当ということでお話がありました。今、防災担当というのが消防担当で今やっているわけですね。これについても十分どうするのかというのは、今後協議させていただきたいと思っております。なかなか人間的に、先ほどお話がありましたように、無理なというか、定員がないものですから、そこら辺も十分協議しながらやっていきたいと思っております。

それから、女性の管理職ということでお話がありました。我々も女性の方は、たくさん優秀な職員の方がいらっしゃいますので、やはり我々は男女平等でございますので、できる人は管理職になると、順々になっていくんじゃないかと思っておりますので、我々はその男性・女性ではなくて、成績を見ながら管理職登用というのはやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

最後に一言ですね。なかなか難しい課題ですけれども、要するにその管理職登用の問題については、やはり総体的に、いわゆる年功人事というものがかなりあって、私は年功が全て悪いということではなくて、経験を蓄積することは非常に重要だというふうに思うんですが、やはり若い幹部というのも必要なのだということをぜひお考えいただいて、そういった取組についてもですね。要するに社会的に大きな変化がこう起きている時代ですから、こういう時代には、やっぱり若い有能な幹部が育っていかなければ、なかなか対応できない問題もあるんだというふうに思うんですね。

そういった意味では、例えば、管理職についても、若いときから管理の仕事をして蓄積を積んでいくという、管理そのものも一つの技術ですから、そういった意味では、そういった取組というのも期待をしておきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで歳入歳出全般の総括の質疑を終わります。
これから討論を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

一般会計当初予算に対する反対討論を行います。

今回の予算は、一言で言えば、現状の改善に向けた意欲が全体として不十分なものではないかというふうに考えます。

まず第一に、具体的に言いますと、学校給食無償化の問題は全く前進がありません。コロナ禍に続く物価高騰の中で賃金は上がらず、子育て世帯の生活は深刻な経済苦の状態というのがあります。子どもたちが塾に通う費用も必要だと訴えもありました。年間5万円もの給食費の負担は大変な負担です。本来無償であるべき義務教育、学校教育に多額の出費を強いられる実態は改めるべきではないでしょうか。

こうした中で、全国的にもう250を超える自治体で無償化の取組が始まっています。佐賀県では4割の自治体が学校給食無償化が実現しています。県内の町でも給食費の完全無償化の動きが始まりました。佐々町には大企業で働く方々というのは総体的に少なく、多くは中小企業で働く方々が多いのかと思います。

さらに、非正規雇用で働く世帯というのが、これは推測ですけれども、800世帯以上あるのではないかと。非正規の雇用世帯の子どもさんも、学齢期の子どもさんで100人以上おられるという数字があります。

再三の指摘、提案にもかかわらず、町予算の0.7%程度で実現できる学校給食の無償化が、この推進が含まれていない今年度の予算案は、私は認められません。

2番目に、町内交通検討の立ち後れです。この4月から西肥バスの減便により、住民生活はさらに不便なものとなってまいります。2017年から足かけ7年間にわたって提案をしてきましたが、まともな検討すらしないという姿勢は、町民生活の困難に心を寄せないと言わざるを得ません。検討すら計画しない姿勢は改めるべきだと思います。

3点目、保育所を公立で継続という審議会の答申が出ているのに、保育士正職員の採用はゼロです。本気で継続しようという姿勢が見られません。

本日、町長の答弁では、検討するということでありましたので期待をしたいと思いますが、いずれにしても、佐々町の保育のセンターとしての役割が期待される町立保育所のレベルアップを担う職員を、正職員で採用しないという姿勢は、子どもたちの保育をないがしろにしていると言われても仕方がないというふうに思います。

4点目、防災担当職員の配置についても検討が進んでいるようには見えません。ため池の整備についても立ち後れています。

5点目、職員の採用も3名程度にとどまり、時間外手当だけを増額するような予算は同意できません。町職員の働き方改革が進むことも期待できないのではないかと思います。

6点目、体育館の改修が予定されていますが、外側だけの改修、冷暖房改修については再三提起をしていますけれども、全くやろうとしない。避難所にもなる体育館が空調なしで耐えられるのか。体育施設として町内には空調施設のある体育館は一つもありません。早急な改善が必要だと思います。

最後に、基金の在り方、使い方の問題です。毎年、数億円もの予算を使い残し、基金に積み上げてきています。そうした中で、僅か100万円程度の他会計繰入れすらできないという財政運営は納得できません。47億円もの基金を積み立てておいて、6,000万円程度の学校給食無償化ができないという理屈が、町民の理解を得るものとはならないと思います。

以上の点から、提案された2023年度予算については同意できません。早急な再検討を行い、

必要な予算組替え、補正などの措置を取られることを求めて、反対討論といたします。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

賛成討論をいたします。

令和5年度一般会計予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

この予算案がベストな予算であるとは考えませんが、ベターな予算であると受け止めております。

先の読めない社会情勢の中、各課は鋭意努力しておられ、特に多世代包括支援センターでは、多くの新規事業を予算化しており、住民サービス向上への積極的姿勢がうかがえます。

財政の苦しい中であって、喫緊の問題である物価高の対策をするなど、臨時的経費に振り向けようと苦心をした形跡は随所に見受けられました。住民全ての満足する予算ではないにしても、原課の地方財政化にあっては最善を尽くし、かつ将来に希望を与える予算であると確信いたし、本予算に賛成するものであります。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第25号 令和5年度佐々町一般会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

このあとの案件に関しまして、課長みんなが集まることはございませんので、ちょっと一つだけお願いがありまして、日程第11の発議第3号のあとに、閉会中の委員会継続調査の打合せをお願いいたします。

そして、総務厚生委員会は議員控室、それから、産業建設文教委員会は第二会議室へ、委員さん、執行の方はそれぞれお集まりをいただくようお願いいたします。

その後、会議を再開します。管理職の方も全員、議場へ参加していただきますようお願いいたします。

しばらく休憩します。

（12時19分 休憩）

（13時20分 再開）

— 日程第3 議案第26号 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第26号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、議案第26号、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。1款国民健康保険税、金額2億2,285万6,000円、1項国民健康保険税、同額です。2款使用料及び手数料、金額15万円、1項手数料、同額です。3款国庫支出金、金額7万5,000円、1項国庫補助金、同額です。4款県支出金、金額10億8,660万5,000円、1項県補助金、同額です。5款財産収入、金額2,000円、1項財産運用収入、同額です。6款繰入金、金額1億287万7,000円、1項他会計繰入金、同額です。7款繰越金、金額1,000円、1項繰越金、同額です。8款諸収入、金額18万5,000円、1項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円、2項預金利子、金額1,000円、3項雑入、金額18万2,000円。

歳入合計、14億1,275万1,000円。

次の2ページをお願いいたします。

歳出。1款総務費、金額833万4,000円、1項総務管理費、金額498万3,000円、2項徴税费、金額314万4,000円、3項運営協議会費、金額20万7,000円。2款保険給付費、金額10億5,087万5,000円、1項療養諸費、金額9億474万2,000円、2項高額療養費、金額1億3,702万7,000円、3項移送費、金額2,000円、4項出産育児諸費、金額750万4,000円、5項葬祭諸費、金額80万円、6項傷病手当金、金額80万円。3款国民健康保険事業費納付金、金額3億2,905万3,000円、1項医療給付費分、金額2億4,869万円、2項後期高齢者支援金等分、金額5,527万5,000円、3項介護納付金分、金額2,508万8,000円。4款保健事業費、金額2,187万6,000円、1項保健事業費、同額です。5款基金積立金、金額3,000円、1項基金積立金、同額です。6款公債費、金額3万4,000円、1項公債費、同額です。7款諸支出金、金額102万4,000円、1項償還金及び還付加算金、同額です。8款予備費、金額155万2,000円、1項予備費、同額です。

歳出合計、14億1,275万1,000円です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

国民健康保険特別会計に対する反対討論を行います。

現行の国保制度は、憲法第25条に基づく国民皆保険制度を下支えする制度でありながら、保険料を比較すると、多くの町民が加入する協会けんぽや組合健保、共済健保などとの被用者保険と比較して、1.4倍から2.6倍と非常に高くなっています。その要因の一つは、世帯割、均等割というほかの保険制度にはない課税の制度がつくられている。その構造に欠陥があります。この制度の被害を被っているのが、今の国保の被保険者の皆さんであります。とりわけ、均等割は、国保世帯の人数に応じて課税される現代の人頭税ともいうべきものであり、生まれたばかりの赤ちゃんにも課税される過酷な制度となっています。国保世帯の子どもたちだけ課税さ

れる、この制度は改めるべきだということで、全国の市町村長会も含めて、国に対する要望をずっと上げてまいりました。

そういう中で、令和4年度から未就学児の均等割の分の半額を助成するという制度がつくられました。しかし、これも国はさらにその半額しか負担をせず、県と市町が残りの4分の1、4分の1を負担するという制度です。これはあまりにも実情を反映していないということで、18歳以下の均等割については、少なくともまず減免すべきだということを市町村長会も含めて、佐々の町長も発言をされております。しかし、この間求めてきた減免制度の拡充については、全く前進がありません。

例えば、未就学児童の残りの2分の1の均等割を減額しようとするために必要なお金というのは100万円程度と。しかしこれは、制度的にできないのだという答弁を繰り返されておりました。今年度の国保予算の中にも反映をされておられません。

さらに、滞納者に対する資格証明書の発行についてです。佐々町は資格証明書を発行するという要綱を持っておりますけれども、ほかの自治体では、発行を行っていないところも数多くあります。県内の市町の中でもそういった町がたくさんあるわけですが、佐々町は、依然として発行を続けています。受診機会を奪うようなペナルティーは、人権問題であると繰り返してきましたけれども、改善がなされていません。

以上の点を述べて反対討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

それでは、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険特別会計につきましては、御存じのとおり、被保険者の総合扶助による医療保険制度でありまして、地域医療の確立と町民の健康保持、また増進に大きく貢献をいたしております。

今回の令和5年度の予算については、被保険者の健康を守り、安心して医療を受けることができる予算と判断して、賛成討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第26号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第27号 令和5年度 佐々町介護保険特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第27号 令和5年度佐々町介護保険特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

1枚めくっていただきまして、1ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算（保険事業勘定）。

歳入。1款保険料、金額2億5,619万8,000円、1項介護保険料、金額、同額です。2款使用料及び手数料、金額2万5,000円、1項手数料、金額、同額です。3款国庫支出金、金額2億7,618万6,000円、1項国庫負担金、金額2億1,596万6,000円、2項国庫補助金、金額6,022万円。4款支払基金交付金、金額3億3,098万6,000円、1項支払基金交付金、金額、同額です。5款県支出金、金額1億8,480万円、1項県負担金、金額1億7,909万5,000円、2項県補助金、金額570万5,000円。6款繰入金、金額2億3,704万3,000円、1項一般会計繰入金、金額1億9,978万5,000円、2項基金繰入金、金額2,700万円、3項他会計繰入金、金額1,025万8,000円。7款繰越金、金額2,000円、1項繰越金、金額、同額です。8款諸収入、金額29万6,000円、1項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円、2項預金利子、金額1,000円、3項雑入、金額29万3,000円。9款財産収入、金額2,000円、1項財産運用収入、金額、同額です。

歳入合計、金額12億8,553万8,000円。

次のページになります。

歳出。1款総務費、金額2,410万1,000円、1項総務管理費、金額644万3,000円、2項徴収費、金額90万8,000円、3項介護認定審査会費、金額1,675万円。2款保険給付費、金額12億1,557万8,000円、1項介護サービス等諸費、金額11億1,321万8,000円、2項介護予防サービス等諸費、金額2,108万円、3項その他諸費、金額108万円、4項高額介護サービス等費、金額3,610万円、5項高額医療合算介護サービス等費、金額405万円、6項特定入所者介護サービス等費、金額4,005万円。3款財政安定化基金拠出費、金額1,000円、1項財政安定化基金拠出金、金額、同額です。4款基金積立金、金額3,000円、1項基金積立金、金額、同額です。5款地域支援事業費、金額4,437万5,000円、1項介護予防・生活支援サービス事業費、金額763万3,000円、2項一般介護予防事業費、金額1,378万9,000円、3項包括的支援事業・任意事業費、金額2,295万3,000円。6款公債費、金額8万3,000円、1項公債費、金額、同額です。7款諸支出金、金額10万1,000円、1項償還金及び還付加算金、金額、同額です。8款予備費、金額129万6,000円、1項予備費、金額、同額です。

歳出合計、12億8,553万8,000円。

ページをめくっていただきまして、3ページになります。

第1表歳入歳出予算（サービス事業勘定）。

歳入。1款サービス収入、金額153万2,000円、1項予防給付費収入、金額、同額です。2款繰入金、金額58万9,000円、1項一般会計繰入金、金額、同額です。3款繰越金、金額1,000円、1項繰越金、金額、同額です。

歳入合計、金額212万2,000円。

歳出。1款事業費、金額211万円、1項包括的支援事業費、金額、同額です。2款予備費、金額1万2,000円、1項予備費、金額、同額です。

歳出合計、金額212万2,000円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4番（永田 勝美 君）

1点だけですけれども、地域支援事業費が前年度と比べて、150万円ほど減額になっておりま

すが、この内容について御説明ください。

議 長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

こちらにつきましては、住民サービスによります介護予防等の支援の中で、地域支援のほうの集団「ぷらっと」さんへの移行とか、個別への支援のほうに移行しながらの活動のほうに移行しているようなことが原因ともなっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

もうぷらっとさんへの移行という分については、予算ではどこに反映されていますか。ぷらっとへの給付が増えたということですね。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（13時37分 休憩）

（13時41分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

失礼いたしました。時間を取らせて申し訳ありませんでした。

先ほどの内容に補足説明いたしまして、通所のほうの支援、あと訪問型の支援のほうの介護サービスのほうが減っております、実際、ぷらっとへの集団への参加とか生活支援のほうで賄っているんですけども、プラットさんへの補助金のほうは前年同様の金額でしておりまして、そちらのほうの増の分になるものはありません。22ページの住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金に示しているものになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

再度、確認ですけれども、要するに、訪問型サービス委託料や通所型サービス委託料というのが令和4年度の実績で減少したので、その実績に基づいて減らしましたと。その減った要因というのは何なのかというのを聞きたいんですね。

議 長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

介護保険の要支援1、2ほどに当たる対象の方が、そちらのほうをしっかりと介護予防の活動の中で支援していくという動きの中で、その数字のほうが減っているということになります。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第27号 令和5年度佐々町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第28号 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）
日程第5、議案第28号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。
執行の説明を求めます。
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、議案第28号、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。1款後期高齢者医療保険料、金額1億3,561万9,000円、1項後期高齢者医療保険料、金額、同額です。2款使用料及び手数料、金額2万円、1項手数料、金額、同額です。3款繰入金、金額4,984万円、1項一般会計繰入金、金額、同額です。4款繰越金、金額1,000円、1項繰越金、金額、同額です。5款諸収入、金額1,645万9,000円、1項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円、2項償還金及び還付加算金、金額27万2,000円、3項預金利子、金額1,000円、4項受託事業収入、金額1,618万3,000円、5項雑入、金額1,000円。

歳入合計、金額2億193万9,000円。

次の2ページをお願いいたします。

歳出。1款総務費、金額158万4,000円、1項総務管理費、金額109万5,000円、2項徴収費、

金額48万9,000円。2款後期高齢者医療広域連合納付金、金額1億8,378万2,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、金額、同額です。3款保健事業費、金額594万3,000円、1項保健事業費、金額、同額です。4款諸支出金、金額1,053万円、1項償還金及び還付加算金、金額27万2,000円、2項繰出金、金額1,025万8,000円。5款予備費、金額10万円、1項予備費、金額、同額です。

歳出合計、金額2億193万9,000円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療制度については、現役並み課税ということで、いわゆる現役並みの、総体的に収入の高い、いわゆる高額所得者というわけじゃないんですけども、総体的に収入の高い方々からの負担がこの間増えているというふうに言われていますけれども、その内容について、最初に御説明いただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

具体的な要因というところまでは把握が、正直なところ、できてはおりませんが、長崎市、佐世保市の隣接に当たる市町においては、高い所得の高齢者の方が多いということが見られまして、本町においても県の割合よりも若干高いと。高い所得の方が多いというような状況が見えるような状況になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

それは、次の質問の答えなんですけど。聞いたのは、要するに、いわゆる現役並み所得の方々が、後期高齢者の被保険者の中で現役並み所得の方々が、保険料や一部負担金で負担が増えていきますよねって。その内容を教えてください。制度が令和4年度から幾ら幾ら増えました。保険料が幾ら増えました、何%増えましたとか、あるいは一部負担金が何%増えましたとか、その中身を教えてくださいって言うふうに言ったんです。最初にね。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

後期高齢者の方については、窓口での負担が1割、現役並みの所得の方については3割ということで御負担のほうをしていただいておりますけれども、令和4年度から一定以上所得の方ということで、一部の方が2割負担ということで変更になっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

もう1点は、今、いわゆる出産給付金というのが、国保や他の会計も保険もそうですけども、医療保険の出産給付金、あるいは出産手当等々が、後期高齢者の保険料を財源として増額されるという話が今されておりますけれども、この内容について分かればお答えいただきたいと。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

御質問の点については、国のほうで全世代における負担をしていくと、公平な負担をしていく、負担能力に応じた負担を医療保険制度を行っていくということでの審議のほうが行われておりまして、その中で出産育児一時金、これは給付としては、5年度から42万円の支給額が50万円ということで上げのほうされるんですけども、ここに係る負担についても後期高齢者のほうでも令和6年度以降、負担のほうをしていただくようなことで審議のほうが進められているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。

1点目は、そもそも後期高齢者医療制度というのは、それまで同一であった年齢による区分というのはなくて、なかったものが、75歳以上後期高齢者医療保険制度というふうにまとめて、その負担について他の世代の保険からも受け取るという、非常に構造的に分かりにくい制度になっております。そういう中で、受益者負担という名のもとに、後期高齢者からも保険料を引き上げるといふ仕組みが導入されたものとして、2000年代初め頃にこの制度が導入された際は、野党がこぞって反対するというような世論の高まりの中で、つくられた制度です。それが今になって、まさに現実になってきておりまして、いわゆる負担の高い、一定程度の収入がある世帯には保険料を引き上げることが、保険料引上げ、あるいは一部負担金を引き上げることがどんどん具体化されてきております。

来年度からは、R6年度からは、先ほどありましたように、出産手当金の財源としても保険料を引き上げることが予定されているというようなことで、高齢者にとっては非常に負担が重くなる状況にあります。

こうした制度の中で、特に佐々町では、いわゆる現役並み負担を行う被保険者の割合が県内でもかなり高いんですね。県平均が、ちょっと正確ではありませんが、県平均が0.3程度なのが、佐々町の場合は0.37ということで、2割程度高いという状況になっておりまして、影響も大きいのではないかと思います。

こうした制度にのっとったこの保険制度ということで、この執行については、私は反対であります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（平田 康範 君）

私は、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、やはり高齢者医療を国民全体で支え、また、現役世代と高齢者が共に支え合う制度となっておりますけども、法に基づく公平性の確保と、それから、低所得者への負担を配慮して、広域連合が決定した保険料を徴収しまして、そして、佐々町が行うべき業務に関連した予算が今回計上されていると判断しまして、賛成討論といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第28号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第29号 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第29号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。執行の説明を求めます。

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、予算書1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。1款診療収入、金額272万7,000円、1項外来収入、金額、同額です。2款使用料及び手数料、金額18万1,000円、1項手数料、金額、同額です。3款財産収入、金額1,000円、1項財産運用収入、金額、同額です。4款繰入金、金額966万2,000円、1項他会計繰入金、金額647万3,000円、2項基金繰入金、金額318万9,000円。5款繰越金、金額1,000円、1項繰越金、金額、同額です。6款諸収入、金額2,000円、1項雑入、金額1,000円、2項預金利子収入、金額、1,000円。

歳入合計、金額1,257万4,000円。

続きまして、2ページをお願いいたします。

歳出。1款総務費、金額1,157万8,000円、1項施設管理費、金額、同額です。2款医業費、金額49万5,000円、1項医業費、金額、同額です。3款基金積立金、金額1,000円、1項基金積立金、金額、同額です。4款予備費、金額50万円、1項予備費、金額、同額です。

歳出合計、金額1,257万4,000円です。

よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第29号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第30号 令和5年度 佐々町水道事業会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第30号 令和5年度佐々町水道事業会計予算を議題とします。

水道事業会計においては、9日の上程の際、朗読は終わっておりますので、質疑からお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第30号 令和5年度佐々町水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第31号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計予算 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第31号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計予算を議題とします。

公共下水道事業会計においても、9日の上程の際、朗読は終わっておりますので、質疑からお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第31号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 発議第1号 佐々町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第9、発議第1号 佐々町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第1号 朗読）

次のページを御覧ください。

佐々町議会の個人情報の保護に関する条例。

本条例は、今回新たに制定するものになりますが、先日可決され、新たに制定されます佐々町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定内容と整合性を図っております。

また、議会の個人情報の対象は、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定し、各議員が取得する個人情報は対象としておりません。

本条例は目次にありますとおり、第1章から第6章で構成され、第1条から第56条までの条例制定となりますが、条例全文の朗読は省略しまして、別添の資料にて章ごとに説明をし、朗読に代えさせていただきます。

別添の発議第1号の資料を御覧ください。

1 ページです。第 1 章総則（第 1 条から第 3 条）。条例の目的、定義、議会の責務について定めるものです。

続きまして、2 ページを御覧ください。

第 2 章個人情報等の取扱い（第 4 条から第 16 条）です。議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等に定めるものです。

続きまして、3 ページを御覧ください。

第 3 章です。個人情報ファイル（第 17 条）。議会が保有している個人情報ファイルについて、その名称や利用目的などを記載した個人情報ファイル簿として作成、公表することなどを定めております。

同じく 3 ページになります。

第 4 章開示、訂正および利用停止等（第 18 条から第 46 条）です。議会が保有する自己の個人情報の開示、訂正および利用停止等の権利、手続き、審査請求・審査会への諮問について定めるものです。

同じく 3 ページです。

第 5 章です。雑則（第 47 条から第 51 条）。未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、施行状況の公表等について定めるものです。

第 51 条の委任は、この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定めるということで、別途条例施行規程を制定予定としております。

続きまして、4 ページを御覧ください。

第 6 章罰則（第 52 条から第 56 条）です。議会事務局の職員による不当な個人情報の取扱いに対する罰則や不当な手段による開示請求に関する罰則について定めるものです。

議会事務局の職員には、職員であったものや派遣労働者も含まれます。

以上が新規条例制定の内容となります。

附則。この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。発議第 1 号 佐々町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 発議第2号 町長の専決処分の指定に関する条例の一部改正について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、発議第2号 町長の専決処分の指定に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第2号 朗読）

次のページを御覧ください。

町長の専決処分の指定に関する条例の一部を改正する条例。

町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今回の改正は、提案理由にもありましたように、令和5年4月1日に佐々町私債権管理条例が施行され、債権管理条例の第10条に、本来議決要件である訴訟手続き関係を、町長の専決処分の指定に関する条例により処理することができると規定されますので、この第2条の専決処分事項に第6号と第7号を追加するものです。

次のページを御覧ください。

第2条第6号、町営住宅棟に係る家賃等の支払又は明渡しに関する訴えの提起、和解及び調停に関すること。

第7号、その目的の価格が100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停（前号に規定するものを除く。）に関すること。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第2号 町長の専決処分の指定に関する条例の一部改正の件

については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第11 議案第3号 佐々町議会会議規則の一部改正について —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第11、発議第3号 佐々町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第3号 朗読）

次のページをお願いします。

佐々町議会会議規則の一部を改正する規則。

佐々町議会会議規則（昭和62年佐々町規則第4号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今回の改正は第107条の次に、第107条の2を追加し、議場や会議室にタブレット端末を持ち込み活用することができることを規定するものです。

下記の新旧対照表を御覧ください。

第107条の次に、情報通信端末機器の使用ということで追加いたします。

第107条の2、議員及び会議出席者は、情報通信端末機器（議会が指定するタブレット型端末機に限る。以下同じ。）を議場（会議室含む。）に持ち込み会議に活用することができる。なお、情報通信端末機器の使用における基準は、別に定める。こちら使用基準を別途定める予定としております。

第2項です。議員及び会議出席者の情報通信端末機器の使用については、第107条の規定を準用する。

附則。この規則は、令和5年6月1日から施行する。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。発議第3号 佐々町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

（14時10分 休憩）

（14時40分 再開）

— 日程第12 閉会中の委員会継続調査 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、閉会中の委員会継続調査に入ります。

閉会中の委員会継続調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付しています案件について調査の申出がっております。

お諮りします。委員長の申出のとおり閉会中の委員会継続調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙、委員長の申出のとおり閉会中の委員会継続調査を行うことに決定いたしました。

— 閉会 —

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、令和5年3月本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、町長の御挨拶を受けたいと思います。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会が3月7日に開会いたしまして、本日17日までの11日間の会期で開催されてまいりました。そのあいだ、提案申し上げました補正予算、条例関係ほか、当初予算、一般会計などの7会計については3日間の勉強会が行われまして、29件の各議案に対しまして、それぞれ慎重に審議をしていただきました。議員の皆様におかれましては、提案を申し上げました議案に対しましてそれぞれ御決定をいただき、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

しかしながら、議案の中で基本的な記載間違いがあり、度重なる修正など、議員の皆様方に

は多大なる御迷惑をおかけしたことに對しまして、申し訳なく、深くお詫びを申し上げたいと思います。

今議会におきまして、議員各位からいただきました御意見、御指摘等につきましては、重く受け止めながら、その対応に十分留意しながら、職員の皆様と一丸となって予算執行に努めたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染者数が減少傾向の状況でございますが、まだまだ注意が必要な状況でございます。終息に向けて感染症の拡大防止に努めなければならないと考えております。

マスクの着用についてはこれまでどおり、これまで屋外で、原則不要、屋内では、原則着用となっております。3月13日からマスク着用の個人の判断が基本となっております。マスク着用の考え方の見直し後であっても、住民の皆様には引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の基本的な対処方針に基づく、基本的な感染対策が重要でありますので、御理解と御協力を賜りますように重ねてお願いを申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましても、健康には十分留意をいただき、今後とも町政の発展のために御活躍いただきますようお願い申し上げます。

本日、閉会にあたり、淡田議長様をはじめ、各議員の皆様方の御協力の感謝を申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

長期間にわたり、慎重審議、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

では、私から一言お礼を申し上げます。

令和5年3月定例会閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

3月7日より17日までの11日間にわたり開催されました3月定例会は、条例、令和4年度の補正、令和5年度の予算が上程され、慎重審議され、全てが可決いたしました。

また、6名の議員から様々な観点から提案、町政をただすなど、活発な議論が行われ、誠に意義ある議会となり、改めて感謝を申し上げます。

また、阿部委員長におかれましては、3日間の令和5年度の勉強会はお疲れ様でした。本当にありがとうございました。

町長が挨拶で言われました3年ぶりのジョギングフェスティバル、河津桜・シロウオまつりが3月5日に開催され、多くの方々が県内外よりおいでになり、盛会のうちに終えたことは意義深い行事であったことと思っております。今後も佐々町の一大イベントとして、担当課は大変と思いますけど、どうか頑張ってくださいたいと思っております。

新庁舎建設が始まりました。19日の日曜日に起工式が予定されています。令和6年の末に完成に向けた立派な新庁舎を、町民の皆様方が待ち望んでおられることだと思っております。

そして、議会におきましては、新年度よりタブレット導入も決定しており、議会活動も新しい時代に入ろうとしております。私どもも時代に乗遅れないように努力していきたいと思っております。

来月は統一地方選挙、議員の皆様方は大変御多忙と思いますが、健康に留意され、それぞれの議会活動にお励みいただきたいと思っております。

閉会の挨拶といたします。本当にお疲れ様でございました。

以上で、令和5年3月第1回佐々町議会定例会を閉会といたします。

本当にお疲れ様でした。

（14時46分 閉会）